

○香取市水道事業給水条例

平成18年 3月27日 条例第183号

改正

平成20年 3月28日 条例第25号

平成25年12月25日 条例第31号

平成31年 3月25日 条例第16号

令和 2年 6月22日 条例第17号

香取市水道事業給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第14条）
- 第3章 給水（第15条—第24条）
- 第4章 料金及び手数料（第25条—第34条）
- 第5章 管理（第35条—第38条）
- 第6章 貯水槽水道（第39条・第40条）
- 第7章 補則（第41条）
- 第8章 罰則（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、香取市水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業」という。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他給水条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、香取市水道事業の設置等に関する条例（平成18年香取市条例第181号。以下「設置条例」という。）第4条第2項に規定する区域とする。

（定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水道水を供給するため市が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）しようとする者は、水道事業の管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込みにあたり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事の施行等)

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者及び法第25条の3の2第1項の規定により指定の更新をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣^{しゅん}工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

- 4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認められるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管から給水管を取り付ける工

事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置工事の費用負担)

第8条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費

- 2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 前各項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算定した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事^{しゅん}工後に精算する。

(工事費の分納)

第11条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、管理者が定めるところにより、管理者の承認を受けて4箇月以内において分納することができる。

(所有権の移転)

第12条 管理者が施行した給水装置の所有権の移転の時期は、その給水装置の工事費が完納になった時とし、その管理は、工事費が完納になるまでの間におい

ても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第13条 管理者が施行した給水装置の工事費を工事申込者が指定の期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去したときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため水道使用者に損害を生ずることがあっても、市は、その責任を負わない。

(給水の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共用する者

(2) 給水装置を共有する者

(3) 前各号に掲げる者のほか、管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第19条 管理者は、使用水量を計量するため、メーターを設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの管理)

第20条 メーターは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第21条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用を中止又は廃止するとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人又は代理人に変更があったとき、若しくはその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理し、異状があるときは直ちに管理者に届け出なければならぬ。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水道水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、1箇月について別表第1に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第27条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、メーターの点検を隔月にし、その計量した使用水量をもって、その日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。この場合において、各月の使用水量は、等量とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、この端数はいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(料金算定の特例)

第29条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、使用日数が15日以下で、かつ、使用水量が4立方メートルを超えないときは、基本料金の2分の1とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 月の中途において、その用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料金を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の予納等)

第29条の2 工事その他の理由により臨時に水道を使用しようとする者は、管理者が別に定める概算料金をあらかじめ納付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により水道を使用する者がその水道を使用することをやめた場合において、同項の規定により納付された概算料金と第26条の規定による料金との間に差額があるときは、管理者は、その差額を徴収し、又は還付するものとする。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により毎月又は隔月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第31条 手数料は、別表第2のとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込み後徴収することができる。

(給水申込加入金)

第32条 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増径する場合に限る。以下この条において同じ。)しようとする者は、別表第3に定める額に100分の110

を乗じた額（以下「給水申込加入金」という。）を管理者に納付しなければならない。この場合において、改造しようとする者の給水申込加入金は、新口径に係る給水申込加入金と旧口径に係る給水申込加入金の額の差額とする。

2 給水申込加入金は、第5条第1項の承認後又は第36条第3項の確認申請後管理者が定める納期限までに納付するものとする。

3 既納の給水申込加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（配水管布設工事負担金）

第33条 管理者は、市の配水管布設により特別の利益を受ける者から配水管布設工事負担金を徴収することができる。

2 前項の配水管布設工事負担金の額については、当該配水管の布設に要する費用を限度として管理者が別に定める。

（料金及び手数料等の軽減又は免除）

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

（給水装置の検査等）

第35条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第36条 管理者は、水道水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及びその材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項の確認を受けようとする者は、当該確認を容易に行うことができる状態にした上で、管理者に申請するものとする。

(給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

(1) 第9条の工事費、第23条第2項の修繕費、第26条の料金、第31条の手数料又は第32条の給水申込加入金を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道使用者が正当な理由がなく第27条の使用水量の計量又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合には、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第39条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定め

るところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うように努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8章 罰則

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項の承認を受けずに給水装置工事を行った者
- (2) 正当な理由がなく第19条第2項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第35条の検査又は第37条の給水停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の規定に違反して私設消火栓を消防若しくは消防の演習以外に使用し、又は同条第2項の規定に違反して職員の立会いを受けずに私設消火栓を使用した者
- (4) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (5) 第26条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第43条 詐欺その他不正の行為により、第26条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の佐原市水道事業給水条例（平成10年佐原市条例第10号）若しくは栗源町簡易水道事業給水条例（平成10年栗源町条例第13号）又は解散前の小見川広域水道企業団水道事業給水条例（平成10年小見川広域水道企業団条例第1号）（以下これらを「合併等前の条例」という。）に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併等前の

条例の例による。

附 則（平成20年 3 月28日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、第26条、第29条第 1 項、第31条、第32条及び別表第 1 の改正規定、別表第 2 から別表第 4 までを削り、別表第 5 を別表第 2 とし、別表第 6 を改め、同表を別表第 3 とする規定は、平成20年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の香取市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第26条の規定は、平成20年10月 1 日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、適用日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の香取市水道事業給水条例第26条第 3 号の規定により料金を算定されていた者の料金については、平成20年10月 1 日から平成22年 3 月 31 日までの間、改正後の条例第26条の規定にかかわらず、附則別表に定める料金により算定する。
- 4 適用日又は平成22年 3 月31日以後の直近のメーター点検日において計量した使用水量は、各日均等とみなす。
- 5 改正後の条例第32条第 1 項の規定は、適用日以後の申込みに係る給水申込加入金について適用し、適用日前の申込みに係る給水申込加入金については、なお従前の例による。

附則別表（附則第3項）

種別	用途	基本料金（1月につき）		従量料金（1立方メートルにつき）	
		水量	料金	段階区分	料金
専用	一般用	8立方メートルまで	1,785円	9立方メートルから10立方メートルまで	105円
				11立方メートルから40立方メートルまで	199円50銭
				41立方メートルから100立方メートルまで	210円
				101立方メートル以上の場合	220円50銭
	公衆浴場用	300立方メートルまで	20,475円	301立方メートル以上の場合	73円50銭
	臨時用	水量なし	1,785円	1立方メートルにつき	283円50銭
共用	一般用	1世帯につき8立方メートルまで	1,785円	1世帯につき9立方メートルから10立方メートルまで	105円
				1世帯につき11立方メートルから40立方メートルまで	199円50銭
				1世帯につき41立方メートルから100立方メートルまで	210円
				1世帯につき101立方メートル以上の場合	220円50銭

附 則（平成25年12月25日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の香取市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第26条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して給水を受けている者に係る料金で、施行日以後初めて料金の額が確定するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第32条第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る給水申込加入金について適用し、施行日前の申込みに係る給水申込加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月25日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の香取市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第26条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して給水を受けている者に係る料金で、施行日以後初めて料金の額が確定するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第32条第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る給水申込加入金について適用し、施行日前の申込みに係る給水申込加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月22日条例第17号）

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1（第26条）

種別	用途	基本料金（1月につき）		従量料金（1立方メートルにつき）	
		水量	料金	段階区分	料金
専用	一般用	8立方メートルまで	1,700円	9立方メートルから10立方メートルまで	200円
				11立方メートルから40立方メートルまで	220円
				41立方メートルから100立方メートルまで	250円
				101立方メートル以上の場合	270円
	公衆浴場用	300立方メートルまで	19,500円	301立方メートル以上の場合	70円
	臨時用	水量なし	1,700円	1立方メートルにつき	270円
共用	一般用	1世帯につき8立方メートルまで	1,700円	1世帯につき9立方メートルから10立方メートルまで	200円
				1世帯につき11立方メートルから40立方メートルまで	220円
				1世帯につき41立方メートルから100立方メートルまで	250円
				1世帯につき101立方メートル以上の場合	270円

別表第2（第31条）

種 類	単 位	金 額
第6条第1項の指定に係る手数料	1件につき	50,000円
第6条第1項の指定の更新に係る手数料	1件につき	15,000円
第6条第2項の設計審査に係る手数料（材料の確認を含む。）	1回につき	2,000円
第6条第2項の工事の検査に係る手数料	1回につき	2,000円
第22条第2項の立会いに係る手数料	1回につき	1,000円
第36条第2項の確認に係る手数料	1回につき	42,000円

別表第3（第32条第1項）

使用するメーターの口径	金額
13ミリメートル	100,000円
20ミリメートル	200,000円
25ミリメートル	400,000円
30ミリメートル	600,000円
40ミリメートル	1,200,000円
50ミリメートル	2,100,000円
75ミリメートル	5,700,000円
100ミリメートル	12,700,000円